

# I 總 則

## I 総 則

---

### 1. 目 的

この要領は、航空従事者技能証明等に関する事務を適正かつ迅速確実に処理することを目的として定めたものである。

### 2. 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法：航空法をいう。
- (2) 規則：航空法施行規則をいう。
- (3) 本省：国土交通省航空局安全部安全政策課をいう。
- (4) 地方局(地方航空局)：東京航空局保安部運航課(試験官を含む。)及び大阪航空局保安部運航課(試験官を含む。)をいう。
- (5) 航空大学校：独立行政法人航空大学校をいう。
- (6) 指定養成施設：指定航空従事者養成施設をいう。
- (7) 指定エアライン：指定航空英語能力判定航空運送事業者をいう。
- (8) 技能証明等：法第22条による航空従事者技能証明、法第29条の2による技能証明の限定の変更、法第33条による航空英語能力証明、法第34条による計器飛行証明及び操縦教育証明並びに法第78条による運航管理者技能検定をいう。
- (9) 航空経歴：規則別表第二の飛行経歴その他の経歴をいう。
- (10) 外国のライセンス：外国政府の授与した航空従事者の技能に係る資格証書及び運航管理者の技能検定に係る合格証書をいう。
- (11) 陸上単発機：陸上単発タービン機及び陸上単発ピストン機をいう。  
陸上多発機：陸上多発タービン機及び陸上多発ピストン機をいう。  
水上単発機：水上単発タービン機及び水上単発ピストン機をいう。  
水上多発機：水上多発タービン機及び水上多発ピストン機をいう。
- (12) 動力滑空機：曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機をいう。

### 3. 効 力

技能証明等に関する事務処理は、関連法令によるものほか、本要領及び関連通達により行う。

## II 技能証明等の申請の受理

---

## 技能証明等の申請の受理

---

### 1. 申請の種類

- (1) 規則第 42 条による技能証明の申請
- (2) 規則第 57 条による技能証明の限定の変更申請
- (3) 規則第 63 条による航空英語能力証明の申請
- (4) 規則第 64 条による計器飛行証明の申請
- (5) 規則第 64 条による操縦教育証明の申請
- (6) 規則第 168 条による運航管理者技能検定の申請

### 2. 申請の受理の管轄区分

申請書の受理の管轄区分は、申請に係る技能証明等を取得するために必要な学科試験及び実地試験の受験区分によって次のとおりとする。

#### (1) 学科試験受験関係書類の受理の管轄区分

学科試験の受験希望地を管轄区域とする地方航空局において受理する。

なお、科目ごとに別々の地域で学科試験を受ける等、受験希望地の管轄が両局に跨る場合は、どちらか一方の地方航空局へと申請を行う。申請受理後に受験希望地が変更となった場合においても申請受理した地方航空局が引き続き事務処理を行うこととする。

#### (2) 実地試験受験関係書類の受理の管轄区分

##### (ア) 学科試験の免除を受ける者が実地試験受験関係書類を提出する場合

関係書類の受理は実地試験を行う管轄区分のとおりとする。また、実地試験を行う管轄区分が地方航空局の場合には、実地試験の受験希望地を管轄区域とする地方航空局において申請書とともに受理する。

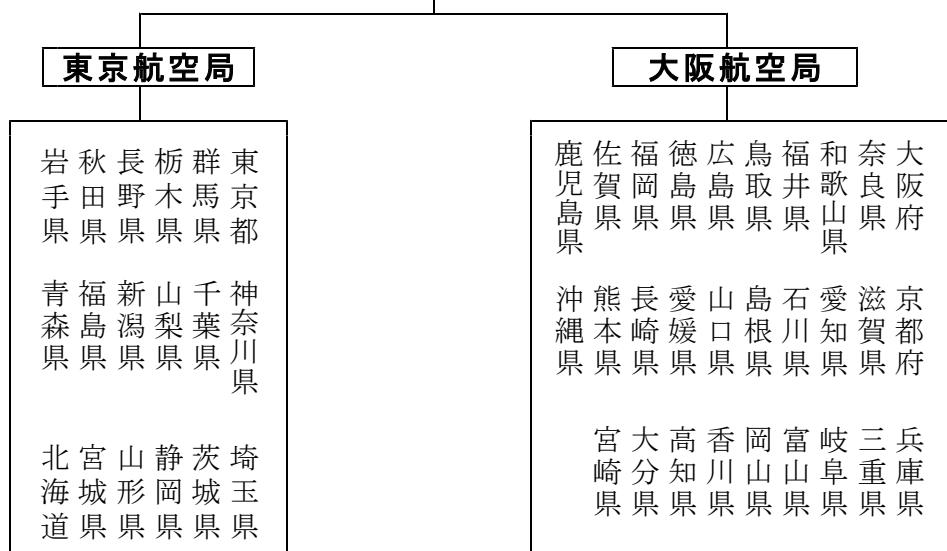
##### (イ) 学科試験に合格した者又は免除を受けた者が実地試験受験関係書類を提出する場合

関係書類の受理は実地試験を行う管轄区分のとおりとする。なお、実地試験を行う管轄区分が地方航空局の場合には、学科試験の受験地を管轄区域とする地方航空局において受理する。

##### (3) 学科試験及び実地試験を両方とも受験する必要がない申請者の場合

申請者の現住所を管轄区域とする地方航空局において受理する。ただし、航空英語能力証明については本省において受理する。

## 地方航空局の管轄区域



## 実地試験を行う管轄区分

本省

航空局安全部安全政策課

〒100-8918 千代田区霞が関2の1の3  
（03-5272-8111）

03-5253-8111 内線50316



地方航空局

〒540-8559 大阪市中央区大手前3の1

电话：06-6937-2781

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ○事業用操縦士      | ○二等航空運航整備士   |
| ○自家用操縦士      | ○航空工場整備士     |
| ○一等航空整備士     | ○計器飛行証明      |
| [本省に係るものと除く] | ○操縦教育証明      |
| ○二等航空整備士     | ○限定期変更       |
| ○一等航空運航整備士   | [本省に係るものと除く] |
| [本省に係るものと除く] |              |

①：学科試験を受けた者

(学科試験申込みを行った地方局(本省管轄を除く))

## ②・学科試験の免除者

(審査試験を受ける地域を管轄する地方局(本省管轄を除く))



### III 申請書類 技能証明申請

---

**技能証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合**

---

**技能証明等の申請書類**

技能証明等の申請に必要な書類は次のとおりとする。

技能証明申請（提出書類はすべてA4サイズとする。ただし、公的機関から発行されるものを除く。）

CBT化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及びCBT事業者等のHPにおいて当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

**1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者****(1) 学科試験受験申込時**

(ア) 技能証明申請書（規則第19号様式）-----1通

(イ) 納付書（規則第31号様式）-----1通

[手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効]

(ウ) 規則第48条の2により、学科試験の科目免除を申請する者にあっては、

規則第47条の学科試験結果通知書（本信）-----1通

(エ) 規則第49条により、申請に係る資格以外の技能証明を有する者が試験

の免除を申請する場合には、当該既得の技能証明の写し-----1通

(オ) 規則第50条により、外国政府の技能証明書を有する者が科目の免除を

申請する場合には、当該証明書の写し-----1通

〔回転翼航空機の場合は、外国で実地試験を受けた部分を含むLogbookの  
写しを添付すること。〕

※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の  
場合は、その写しの提出で可とするが、試験の期日の前日までにパーマネント  
ライセンスの写しの提出が必要

(カ) 返信用封筒

受験申請受理通知書及び結果通知書送付用（通常切手を貼付）-----2通

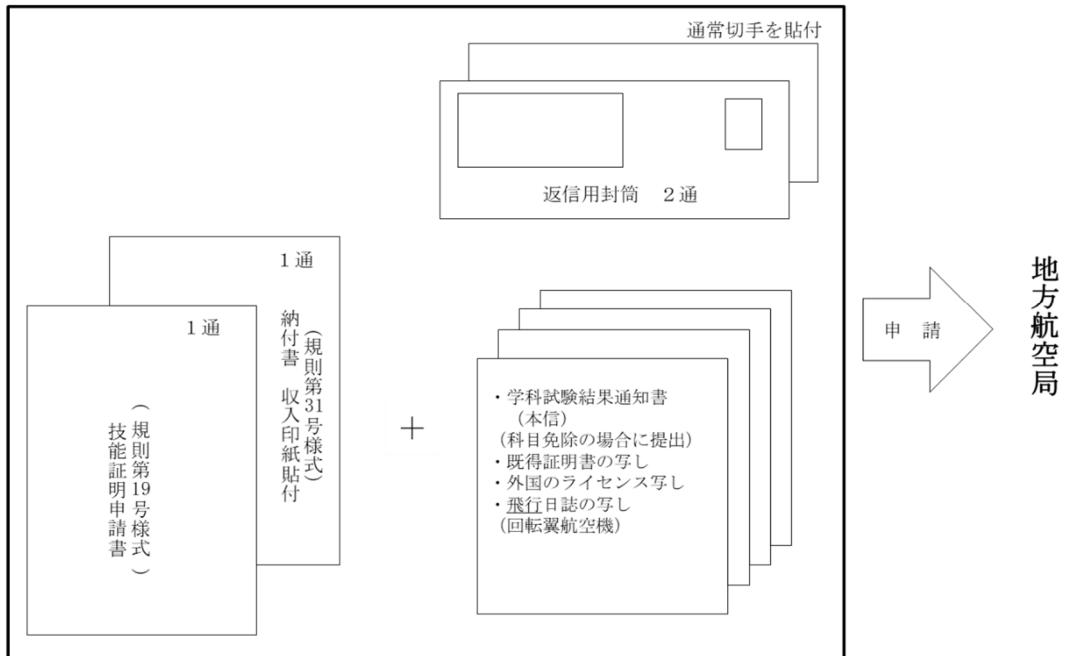
指定の窓付封筒

**(2) 学科試験受験時**

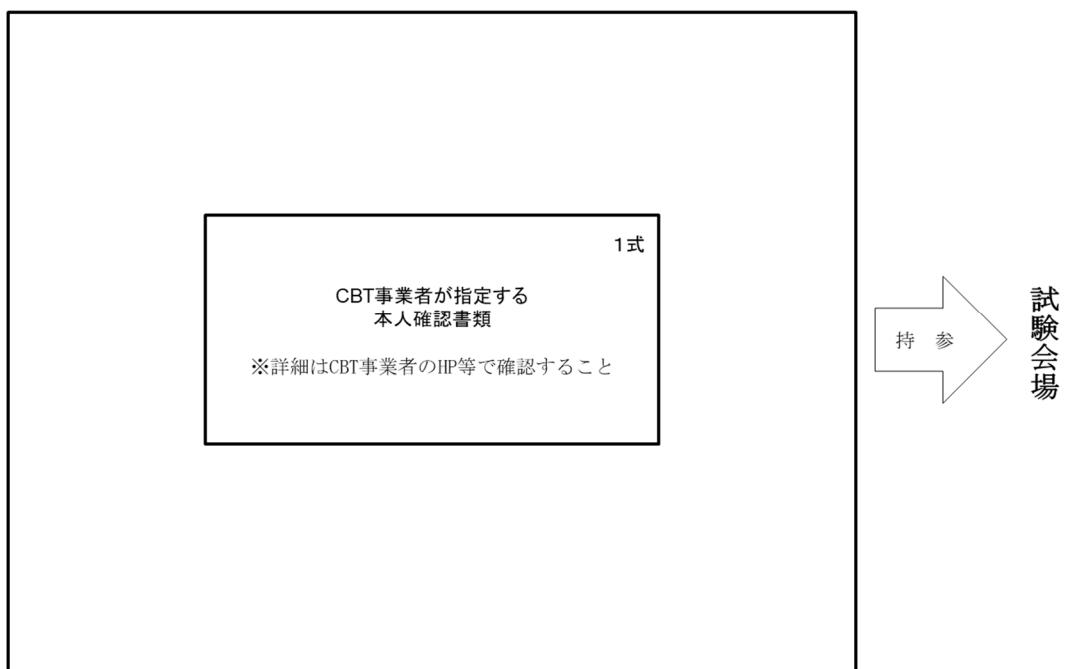
(ア) CBTの運営サービスを行う事業者（再委託先を含む。）（以下、「CBT事業者」とする）が指定する本人確認書類-----1式

[持参しなかった場合は受験できない。]

### 学科試験受験申込時



### 学科試験受験時



## (3) 実地試験受験申込時

- (ア) 実地試験受験申込書（規則第19号の2様式）-----1通  
(イ) 納付書（規則第31号様式）-----1通  
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕  
(ウ) 航空経歴書 -----1通

〔操縦士、航空機関士及び航空士の場合は、飛行日誌(Log-book)の最新の飛行時間50時間以上（自家用操縦士においては40時間以上、上級滑空機については30回以上の滑空、動力滑空機については15時間以上の飛行時間）を含む部分のコピーを添付すること。〕

- (エ) 住民票（本籍の記載されたもの。）-----1通  
(オ) 学科試験結果通知書の写し -----1通  
(カ) 既得技能証明書の写し -----1通  
(キ) 外国のライセンスの写し -----1通

※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の場合は、その写しの提出で可とするが、試験の期日の前日までにパーマネントライセンスの写しの提出が必要

## (4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

- (ア) 実地試験成績報告書-----1通  
(イ) 写真-----1葉

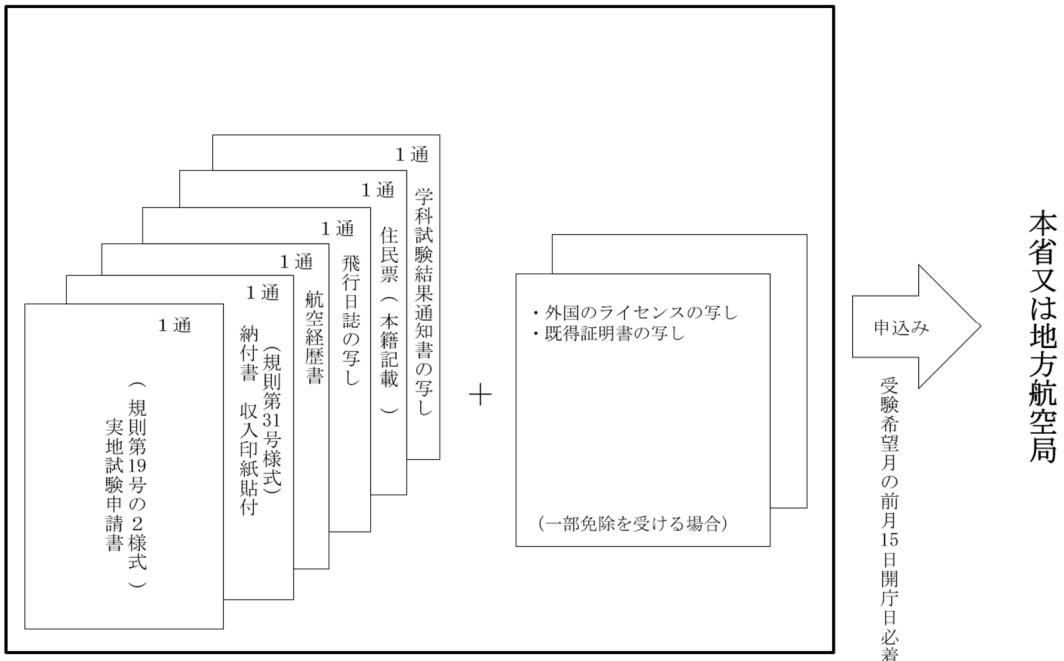
〔受験前6ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したもの。  
裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。  
タテ3cm、ヨコ2.4cm。〕

- (ウ) 既得技能証明書（現物確認のため）  
(エ) 外国のライセンス（現物確認のため）

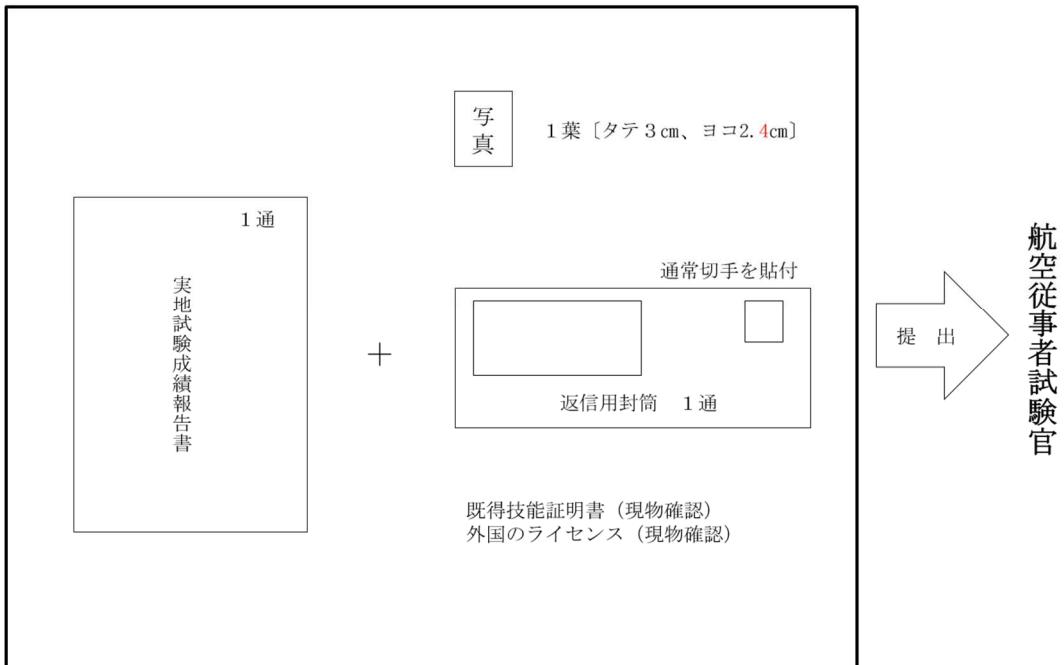
※ 実地試験受験申込時にテンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の写しを提出した場合は、パーマネントライセンスの写しも提出すること

- (オ) 返信用窓付封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用）-----1通  
〔指定封筒（通常切手を貼付）〕

### 実地試験受験申込時



### 実地試験受験申込時



---

**技能証明申請書類・学科試験のみ受験する場合**

---

※ 外国のライセンス切替（自家用操縦士）についてはページ 20 を参照。

CBT 化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及び CBT 事業者等の HP において当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

**2. 学科試験のみ受験する必要がある者**

〔航空大学校、指定養成施設、航空通信士の場合〕

(1) 学科試験受験申込時

(ア) 技能証明申請書（規則第 19 号様式）----- 1 通

(イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通

〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 規則第 48 条の 2 により、学科試験の科目免除を申請する者にあつ

ては、規則第 47 条の学科試験結果通知書（本信）----- 1 通

(エ) 規則第 49 条により、申請に係る資格以外の技能証明を有する者が

学科試験の免除を申請する場合には、当該既得の技能証明書の写し

----- 1 通

(オ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用）----- 2 通

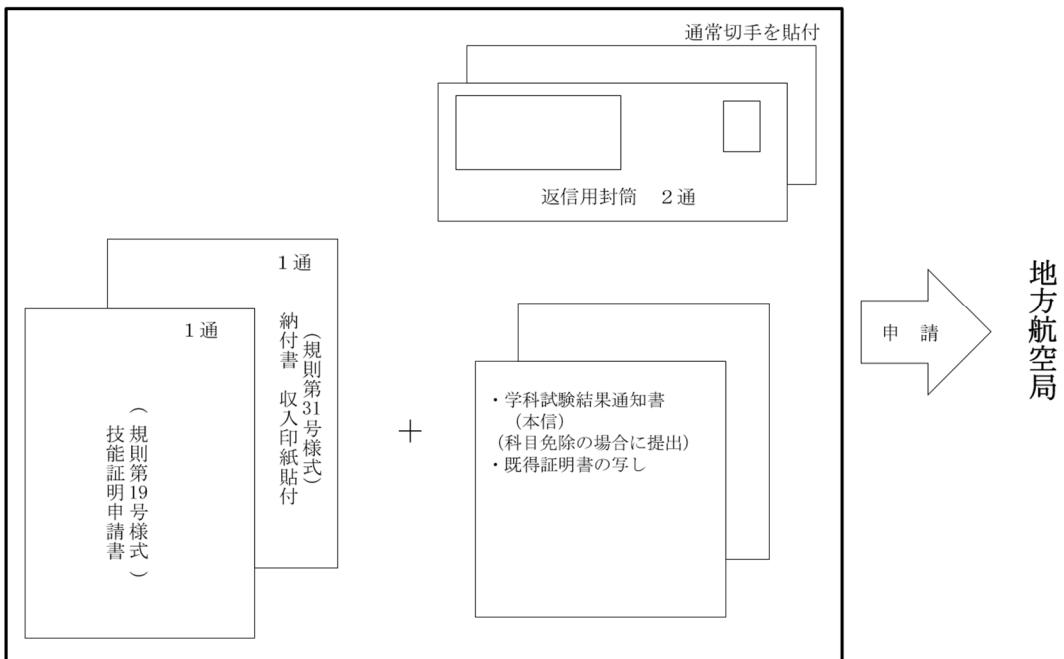
〔指定封筒（通常切手を貼付）〕

(2) 学科試験受験時

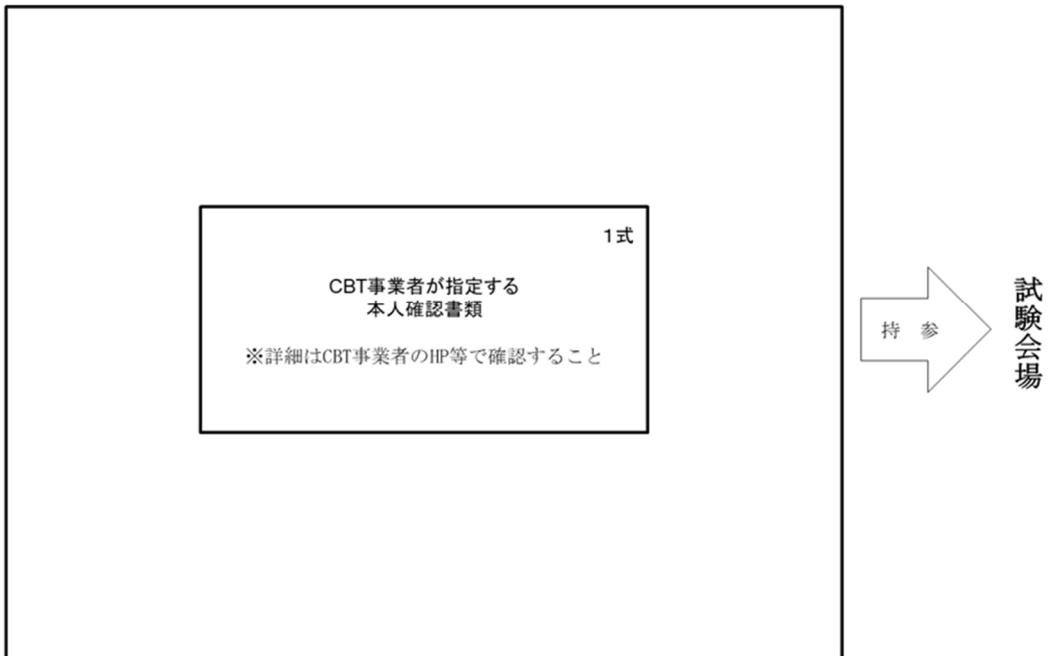
(ア) CBT 事業者が指定する本人確認書類----- 1 式

〔持参しなかった場合は受験できない。〕

### 学科試験受験申込時



### 学科試験受験時



## (3) 交付申請時（申請書提出日から 2 年以内）

(ア) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式）-----1 通

[実地免除申請用。教育機関名称及び修了年月日を記入]

(イ) 修了証明書（航空大学校、指定養成施設のみ。）-----1 通

(ウ) 住民票（本籍の記載されたもの。）-----1 通

(エ) 写真-----1 葉

{ 受験前 6 ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したもの。  
裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。  
タテ 3 cm、ヨコ 2.4 cm。 }

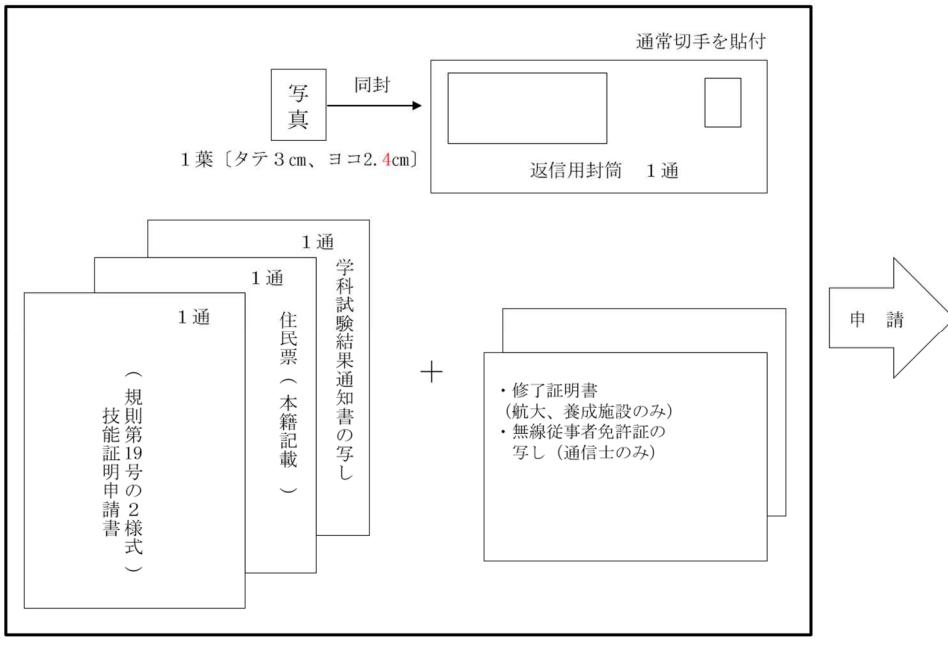
(オ) 学科試験結果通知書の写し -----1 通

(カ) 無線従事者免許証の写し（通信士のみ。）-----1 通

(キ) 返信用窓付封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用）-----1 通

[指定封筒（通常切手を貼付）]

### 交付申請時



地方航空局 (学科試験受験申込みを行つた地方局)

(注)航大及び指定養成施設は本省に提出